

芦総人第1160号

令和5年11月10日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会

委員長 増田 いづみ 様

芦屋市長 高島 峻 輔



会計年度任用職員の給料、報酬及び期末手当等について

2023年10月24日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり最終回答する。

記

1 会計年度任用職員の給料、報酬について

給料表については別紙1のとおりとし、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に改定し、実施時期は令和5年4月1日とする。

2 令和5年12月期のパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び報酬の加算について

別紙2及び別紙3のとおり

3 その他の要求について

上記1及び2を除くその他の要求については、別途口頭回答する。

4 期末手当及び報酬の加算の追加支給について

上記2の期末手当の支給月数については、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に、次の支給月数に改定し、増加する月数分の期末手当及び報酬の加算を追加支給する。

(1) 令和5年12月期 期末手当 1. 25月

(2) 令和5年12月期 報酬の加算 0. 1月

5 令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当について
支給月数を1.225月とする。

6 勤勉手当について

令和6年度より基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて勤勉手当を支給する。

支給基準については別紙4のとおり

以 上

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号給	1 級				号給	2 級			
	現行	改定額		引上額		現行	改定額		引上額
	給料月額	給料月額	間差			給料月額	給料月額	間差	
1	142,600	154,600	1,200	12,000	1	210,700	219,100	1,500	8,400
2	143,800	155,800	1,200	12,000	2	212,400	220,600	1,500	8,200
3	145,000	157,000	1,200	12,000	3	214,100	222,100	1,200	8,000
4	146,200	158,200	1,200	12,000	4	215,700	223,300	1,100	7,600
5	147,400	159,400	1,300	12,000	5	217,200	224,400	1,400	7,200
6	148,700	160,700	1,300	12,000	6	219,000	225,800	1,300	6,800
7	150,000	162,000	1,300	12,000	7	220,600	227,100	1,400	6,500
8	151,300	163,300	1,100	12,000	8	222,400	228,500	1,000	6,100
9	152,400	164,400	1,500	12,000	9	223,800	229,500	1,000	5,700
10	153,900	165,900	1,500	12,000	10	225,200	230,500	1,300	5,300
11	155,400	167,400	1,500	12,000	11	226,700	231,800	1,600	5,100
12	156,900	168,900	1,400	12,000	12	228,400	233,400	1,500	5,000
13	158,300	170,300	1,500	12,000	13	230,000	234,900	1,700	4,900
14	159,800	171,800	1,500	12,000	14	231,800	236,600	1,600	4,800
15	161,300	173,300	1,500	12,000	15	233,600	238,200	1,600	4,600
16	162,800	174,800	1,600	12,000	16	235,200	239,800	1,300	4,600
17	164,400	176,400	1,900	12,000	17	236,700	241,100	1,700	4,400
18	166,300	178,300	1,800	12,000	18	238,500	242,800	1,800	4,300
19	168,100	180,100	1,900	12,000	19	240,300	244,600	1,900	4,300
20	170,000	182,000	1,600	12,000	20	242,200	246,500	1,600	4,300
21	171,600	183,600	1,900	12,000	21	243,900	248,100	2,100	4,200
22	173,500	185,500	1,700	12,000	22	245,900	250,200	2,100	4,300
23	175,200	187,200	1,800	12,000	23	248,200	252,300	2,000	4,100
24	177,000	189,000	1,900	12,000	24	250,000	254,300	1,500	4,300
25	178,900	190,900	1,800	12,000	25	251,900	255,800	2,400	3,900
26	180,700	192,700	2,000	12,000	26	253,800	258,200	1,300	4,400
27	182,700	194,700	1,600	12,000	27	255,900	259,500	2,000	3,600
28	184,500	196,300	1,300	11,800	28	257,900	261,500	1,700	3,600
29	186,100	197,600	1,600	11,500	29	259,700	263,200	1,900	3,500
30	188,000	199,200	1,600	11,200	30	261,800	265,100	1,700	3,300
31	189,800	200,800	1,800	11,000	31	263,700	266,800	1,900	3,100
32	191,600	202,600	1,400	11,000	32	265,800	268,700	1,900	2,900
33	193,300	204,000	900	10,700	33	267,600	270,600	1,600	3,000
34	194,400	204,900	1,100	10,500	34	269,400	272,200	1,600	2,800

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号給	1 級			引上額	号給	2 級			引上額
	現行 給料月額	改定額 給料月額	間差			現行 給料月額	改定額 給料月額	間差	
35	195,600	206,000	700	10,400	35	271,100	273,800	1,900	2,700
36	196,600	206,700	500	10,100	36	273,200	275,700	2,000	2,500
37	197,600	207,200	1,500	9,600	37	275,300	277,700	1,900	2,400
38	199,400	208,700	1,100	9,300	38	277,300	279,600	1,900	2,300
39	200,800	209,800	1,400	9,000	39	279,200	281,500	2,000	2,300
40	202,300	211,200	1,400	8,900	40	281,300	283,500	1,700	2,200
41	204,000	212,600	1,500	8,600	41	283,100	285,200	1,800	2,100
42	205,700	214,100	1,500	8,400	42	285,000	287,000	1,700	2,000
43	207,300	215,600	1,400	8,300	43	286,800	288,700	1,800	1,900
44	208,900	217,000	1,400	8,100	44	288,600	290,500	1,800	1,900
45	210,500	218,400	1,400	7,900	45	290,600	292,300	1,600	1,700
46	212,100	219,800	1,500	7,700	46	292,100	293,900	1,300	1,800
47	213,800	221,300	1,500	7,500	47	293,800	295,200	1,800	1,400
48	215,500	222,800	1,100	7,300	48	295,700	297,000	1,500	1,300
49	216,900	223,900	1,400	7,000	49	297,300	298,500	1,300	1,200
50	218,600	225,300	1,200	6,700	50	298,800	299,800	1,600	1,000
51	220,300	226,500	1,100	6,200	51	300,300	301,400	1,600	1,100
52	221,900	227,600	1,000	5,700	52	301,900	303,000	1,200	1,100
53	223,100	228,600	1,300	5,500	53	303,200	304,200	1,500	1,000
54	224,800	229,900	1,300	5,100	54	304,700	305,700	1,400	1,000
55	226,200	231,200	1,500	5,000	55	306,100	307,100	1,600	1,000
56	227,900	232,700	1,000	4,800	56	307,700	308,700	1,700	1,000
57	229,100	233,700	1,300	4,600	57	309,400	310,400	1,700	1,000
58	230,500	235,000	1,200	4,500	58	311,100	312,100	1,200	1,000
59	231,900	236,200	1,300	4,300	59	312,300	313,300	1,600	1,000
60	233,200	237,500	1,300	4,300	60	313,900	314,900	1,500	1,000
61	234,600	238,800	1,200	4,200	61	315,400	316,400	1,600	1,000
62	235,900	240,000	1,300	4,100	62	317,000	318,000	1,600	1,000
63	237,200	241,300	1,400	4,100	63	318,600	319,600	1,500	1,000
64	238,600	242,700	1,100	4,100	64	320,100	321,100	1,600	1,000
65	239,800	243,800	1,000	4,000	65	321,700	322,700	1,600	1,000
66	240,900	244,800	1,100	3,900	66	323,300	324,300	1,600	1,000
67	242,100	245,900	1,000	3,800	67	324,900	325,900	1,600	1,000
68	243,200	246,900	800	3,700	68	326,500	327,500	1,500	1,000

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号給	1 級			号給	2 級				
	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差		現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差		
69	244,200	247,700	500	3,500	69	328,000	329,000	1,500	1,000
70	244,800	248,200	700	3,400	70	329,500	330,500	1,500	1,000
71	245,600	248,900	700	3,300	71	331,000	332,000	1,500	1,000
72	246,400	249,600	300	3,200	72	332,500	333,500	1,400	1,000
73	246,900	249,900	600	3,000	73	333,900	334,900	1,500	1,000
74	247,600	250,500	600	2,900	74	335,400	336,400	1,500	1,000
75	248,400	251,100	800	2,700	75	336,900	337,900	1,500	1,000
76	249,300	251,900	600	2,600	76	338,400	339,400	1,400	1,000
77	249,900	252,500		2,600	77	339,800	340,800	1,400	1,000
78					78	341,200	342,200	1,400	1,000
79					79	342,600	343,600	1,400	1,000
80					80	344,000	345,000	1,200	1,000
81					81	345,200	346,200	1,400	1,000
82					82	346,600	347,600	1,300	1,000
83					83	347,900	348,900	1,400	1,000
84					84	349,300	350,300	1,300	1,000
85					85	350,600	351,600	1,400	1,000
86					86	352,000	353,000	1,100	1,000
87					87	353,100	354,100	1,200	1,000
88					88	354,300	355,300	1,000	1,000
89					89	355,300	356,300	1,000	1,000
90					90	356,300	357,300	1,100	1,000
91					91	357,400	358,400	1,000	1,000
92					92	358,400	359,400	1,000	1,000
93					93	359,400	360,400	1,000	1,000
94					94	360,400	361,400	1,000	1,000
95					95	361,400	362,400	1,000	1,000
96					96	362,400	363,400	900	1,000
97					97	363,300	364,300	900	1,000
98					98	364,200	365,200	800	1,000
99					99	365,000	366,000	900	1,000
100					100	365,900	366,900	900	1,000
101					101	366,800	367,800	900	1,000
102					102	367,700	368,700	800	1,000

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号 給	1 級			号 給	2 級			
	現 行 給料月額	改 定 額 給料月額 間差			現 行 給料月額	改 定 額 給料月額 間差		引上額
103				103	368,500	369,500	800	1,000
104				104	369,300	370,300	700	1,000
105				105	370,000	371,000	900	1,000
106				106	370,900	371,900	100	1,000
107				107	371,600	372,000	1,300	400
108				108	372,300	373,300	700	1,000
109				109	373,000	374,000	700	1,000
110				110	373,700	374,700	700	1,000
111				111	374,400	375,400	700	1,000
112				112	375,100	376,100	0	1,000

別紙 2

令和5年12月1日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する期末手当の支給基準

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員について、条例第10条及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおり期末手当を支給する。

1 支給対象者

支給対象者は、令和5年12月1日に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第5条の2に規定する職員以外の職員

2 支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の下表の左欄に掲げる在職期間に応じ、下表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

- (2) 前号の在職期間の算定については、育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間を除算する。
- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- (3) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 支給日

令和5年12月8日（金）

以 上

別紙 3

令和 5 年 1 2 月 1 日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する報酬の加算の支給基準

「芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」（以下「報酬条例」という。）の適用を受ける職員について、次のとおり報酬の加算額として支給する。

1 支給対象者

支給対象者は、令和 5 年 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員

2 支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が 6 月の場合	1 0 0 %
イ	〃 5 月以上 6 月未満の場合	9 0 %
ウ	〃 4 月以上 5 月未満の場合	8 0 %
エ	〃 3 月以上 4 月未満の場合	7 0 %
オ	〃 2 月以上 3 月未満の場合	6 0 %
カ	〃 1 月以上 2 月未満の場合	4 5 %
キ	〃 15 日以上 1 月未満の場合	3 0 %
ク	〃 15 日未満の場合	1 0 %
ケ	〃 ない場合	0 %

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、報酬条例の適用により報酬の支給を受ける職員として勤務した期間とする。

(3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）

イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

(4) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 支給日

令和5年12月8日（金）

以 上

別紙 4

基準日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する勤勉手当の支給基準

「芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」（以下「報酬条例」という。）の適用を受ける職員について、次のとおり勤勉手当として支給する。

1 支給対象者

支給対象者は、基準日（6月期においては6月1日、12月期においては12月1日）に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第5条の2に規定する職員以外の職員

2 支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に100分の102.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。ただし、人事評価制度の実施に伴う評価結果に応じて補正する。

ア	勤務した期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	70%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	60%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	45%
キ	〃 15日以上1月未満の場合	30%
ク	〃 15日未満の場合	10%
ケ	〃 ない場合	0%

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、報酬条例の適用により報酬の支給を受ける職員として勤務した期間とする。

(3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）

イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

(4) 基準日以前6月以内の期間において報酬条例第5条の規定により報酬を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に報酬を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

(5) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 支給日

その都度定める。

以上